

2019年7月23日

各位

maneoマーケット株式会社

株式会社グリーンインフラレンディングを営業者とする
ファンドにかかる対応状況について

株式会社グリーンインフラレンディング（以下「G I L社」といいます。）を営業者とするファンドにかかる株式会社J Cサービス（以下「J C S社」といいます。）及びG I L社との協議の状況をご報告いたします。

（1）前のご報告の要旨について

弊社は、6月26日に投資家の皆様に、①G I L社から投資家の皆様に分配されるべき2億5000万円について、投資家の皆様への分配に充てられるのではなく、G I L社からJ C S社あてに送金されていることが判明したこと、②2018年7月6日に供託していた約7億5000万円の資金（以下、「本件供託金」という。）について、同年11月22日付けでG I L社が取戻しを行っていたこと、③上記事実の発覚を受け、G I L社及びJ C S社より、「G I L社は、本件供託金の取戻しにあたり、J C S社との間で合意書を締結し、投資家への償還方法が決定するまで、J C S社への本件供託金の貸付けを実施することとした」旨の回答があったこと、をご報告いたしました。

（2）返金の要請について

G I L社は、ファンドの対象事業に係る貸付けに対する返済金について、投資家の皆様への分配原資として安全な方法により保管する義務を負っており、この返済金をJ C S社に送金する行為は、理由の如何を問わず、投資家保護に反するものです。

弊社は、令和元年7月3日及び5日、J C S社に対して直ちに返金することを強く要請するとともに、G I L社に対しては、J C S社から直ちに回収すること、回収した金銭についてはG I L社の代理人弁護士名義の預り金口座で保管するなど安全な方法にて管理することを強く要請いたしました。

しかしながら、現時点において、返金はありません。

弊社は、引き続き返金等を要請してまいります。

（3）事実関係の照会について

弊社は、J C S社及びG I L社に対し、令和元年7月3日及び5日、G I L社からJ C S社への上記各送金について、その経緯や用途などの事実関係を明らかとするよう要請いたしました。

しかしながら、現時点において、回答はありません。

弊社は、引き続き事実関係についての回答を要請してまいります。

(4) 分配方針について

現状、両社からは、返済原資の特定などのために必要十分な情報の提供を受けられておりません。両社は、そうした資料そのものを弊社に開示することに難色を示しているという側面があるものと推測されることから、弊社内で検討の上、資料自体ではなく、法律の専門家である外部の弁護士、及び、会計等の専門家である外部の公認会計士にて、返済原資などを確認の上、特定の投資家への分配により投資家間の公平性が害されないという報告書が提出された場合には当該特定の投資家に対する分配を実施する方針である旨を、令和元年7月3日、両社に伝達いたしました。

しかしながら、現時点において、かかる報告書は提出されていません。

弊社は、引き続き分配の実現に向けた協議等を要請してまいります。

以上のとおり、現時点において、弊社がJCS社及びGIL社に要請した事項については、いずれも対応等が得られておりません。弊社といたしましては、上記のとおり引き続き対応等を要請してまいります。並行して、弊社において実行可能な法的手段等を講じていく所存です。

引き続き、これら進捗状況につきまして、お伝えすべき事項がございましたらホームページやメールにて速やかにご報告いたします。

投資家の皆様には、大変ご心配をお掛けしており申し訳ございませんが、投資家の皆様への資金の償還・分配を適切かつ早期に行えるよう、事実関係の確認をはじめ、GIL社への要請を継続し対応してまいります。

以上